



接続約款変更届出書

東相制第19-00047号  
2019年8月29日

総務大臣  
石田 真敏 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにししんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

いのうえ ふく

代表取締役社長 井上 福

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第7項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	届出後、速やかに実施します。
------	----------------

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正案（NTT東日本）

旧

料金表  
第1表 接続料金  
第1 網使用料  
2 料金額  
2-11 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(1)～(21)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 波長多重機能	専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	アイ以外の場合	月額	888 円	_____
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額	185 円	_____

新

料金表  
第1表 接続料金  
第1 網使用料  
2 料金額  
2-11 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(1)～(21)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 波長多重機能	専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	アイ以外の場合	月額	749 円	_____
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額	174 円	_____

附 則

この改正規定は、届出後、速やかに実施し、平成31年4月1日に遡及して適用します。